農林漁家体験民宿の開設について【Q&A】

- Q1 農家民宿を始めるにはどのような許可が必要ですか。
- Q2 許可の流れを教えてください。
- Q3 旅館業法について教えてください。
- Q4 建築基準法について教えてください。
- Q5 消防法について教えてください。
- Q6 水質汚濁防止法について教えてください。
- Q7 浄化槽法について教えてください。
- Q8 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (略称:農山漁村余暇法) について教えてください。
- Q9 食品衛生法について教えてください。
- Q10 自然公園法、自然公園条例、自然環境保全条例について教えてください。
- Q11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律について教えてください。
- Q12 市町村の景観条例等について教えてください。
- Q13 農業振興地域の整備に関する法律について教えてください。
- Q14 農地法について教えてください。
- Q15 森林法について教えてください。
- Q16 国土利用計画法について教えてください。
- Q17 都市計画法等について教えてください。

別表 問合せ先

千葉県農林水産部農村環境整備課 平成23年度

Q1 農林漁家民宿を始めるにはどのような許認可が必要ですか。

答

- 1 旅館業法に基づく営業許可が必要です。旅館業法に基づく営業 許可を取得するには、旅館業法に定められた基準だけでなく、建築 基準法上の規制と消防法上の規制をクリアしなければなりません。
- 2 また、農山漁村余暇法に規定される「農林漁業体験民宿業」として認められると、旅館業法の規制に関して、規制緩和措置が受けられます(Q8参照)。これは、客室1室から民宿の営業が始められるというものです。なお、食事の提供を行う場合には食品衛生法上の飲食店営業許可が必要になる場合があります(Q9参照)。
- 3 その他、民宿の場所に関しても様々な規制があります。そもそも 民宿の建築や営業が不可能な場所もありますので、まず最初に民宿 を営業しようとしている場所に関する規制をチェックしてください。

主な関係法令

法令名	内 容	相談窓口
旅館業法	旅館業の適正な営業に関すること	県衛生指導課、各保健所**
建築基準法	建築物の安全性等に関すること	県建築指導課、各出先機関 [※] 各市 [※]
消防法	消防設備や防火等に関すること	各市町村消防関係窓口
水質汚濁防止法	特定施設の排水に関すること	県水質保全課、各出先機関 [*] 各市 [*]
浄化槽法	浄化槽の設置と維持に関すること	県水質保全課、各出先機関 [*] 各市 [*]
農山漁村余暇法	農林漁業体験民宿業に関すること	県農村環境整備課
食品衛生法	食事の提供等に関すること	県衛生指導課、各保健所**

場所に関する主な法令

法令名	内 容	相談窓口	
自然公園法	立外八国の立外では10人がは12という7間が行		
千葉県自然公園条例	自然公園や自然環境保全地域における開発行 為の制限	県自然保護課、	
千葉県自然環境保全条例	کمانیالاح مورد مانیالاح مورد	各出先機関※	
鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	特別保護区での建築行為等の制限		
市町村の景観条例等	特定の景観を保全するための開発行為の制限	各市町村	
農業振興地域の整備に 関する法律 (農振法)	農用地区域内における開発行為等の制限	県農地課	
農地法	農地等の転用の許可制度		
森林法	地域森林計画対象民有林および保安林におけ る開発行為の許可制度	県森林課	
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引をした際の届出制度	県用地課	
都市計画法	都市計画区域における開発行為の許可制度	県都市計画課、各出 先機関*、各市町村*	

※出先機関等の窓口については、別表1~6を参照ください。

Q2 許認可の流れを教えてください。



- 1 主要な法令(旅館業法、建築基準法、消防法、農山漁村余暇法) に関する一般的な手続き等の流れは次ページの図のとおりです。建 築する場所や建築物の規模によっては、建築基準法の手続が不要に なる場合もあります。詳しくは、Q4のほか建築士等の専門家に相 談してください。
- 2 建築基準法の建築確認申請を行う前に、保健所で旅館等設置について事前相談を行うようにしてください。これは、建築基準法だけでなく、旅館業法、食品衛生法でも施設構造上の基準が決まっているからです。

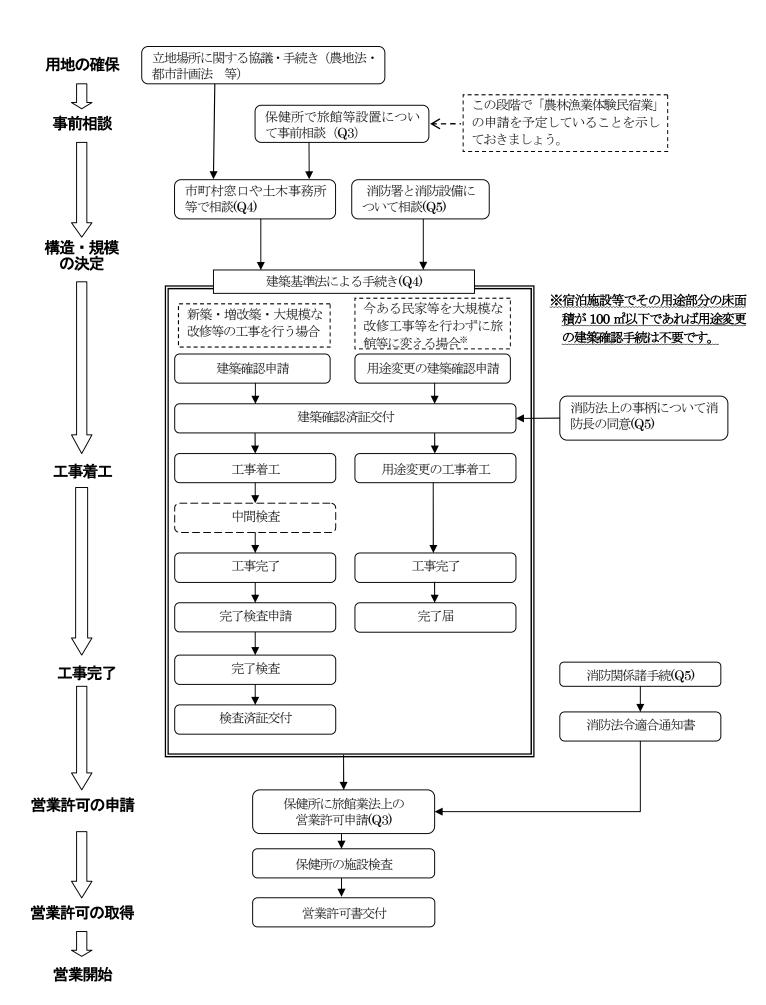


図 一般的な手続き等の流れ

Q3 旅館業法について教えてください。

答

- 1 旅館業法で必要な手続は、保健所への営業許可申請です。 営業許可申請の提出書類や許認可基準は下記のとおりです。
- 2 民宿という分類は旅館業法上には存在せず、一般に簡易宿所営業と見なされます。
- 3 建築工事に入る前にあらかじめ旅館業法に適合しているかどう か事前相談することをおすすめします。事前相談には営業許可申請 と同様の書類があるとよいでしょう。

提出書類

- ・構造設備の概要書
- 付近見取図
- ・営業施設の配置図
- ・正面図、側面図、各階の平面図(縮尺100分の1)
- ・ガス施設配管図
- ・建築基準法に基づく検査済証の写し
- 消防法令谪合诵知書

ほか

主な基準(簡易宿所営業)

- · 1 客室床面積 7 ㎡以上
- ・客室の延べ床面積 33 ㎡以上(ただし農林漁業体験民宿業と認められれば適用されない。
- 1 人あたり客室床面積 1.5 m 以上 ほか

お問い合わせ:県庁健康福祉部衛生指導課 043-223-2627

各保健所窓口 別表1参照

※施設が、千葉市、船橋市及び柏市内にある場合は、

各市の保健所に相談してください。

Q4 建築基準法について教えてください。

答 農家民宿の開業にあたっては、建築物を新築・増築・改築・移転等をする場合、住宅の全部又は一部を用途変更する場合(変更する部分が100m²を超える場合)は、建築確認が必要となります。

建築基準法では、農家民宿は原則的に「旅館」として取り扱いますが、一定の条件を満たした場合に限り、「旅館」としての適用なく住宅レベルの基準に適合させることになります。(平成17年1月17日付国住指第2496号)

「旅館業営業許可」を申請する前に、建築確認の必要性、農家民宿の 取り扱い等についてはお問い合わせ先に相談してください。

お問い合わせ:県庁県土整備部都市整備局建築指導課 043-223-3188 各出先機関・各市建築担当窓口 別表2参照

Q5 消防法について教えてください。

答

1 旅館業営業許可申請時には消防法令適合通知書を提出する必要があります。

これは、消防法に適合した施設であることを証明するもので、 市町村の消防関係窓口に交付を申請します。他にも、消防法に関し ては、防火管理者選任届けや消防用設備等設置届け等の提出をしな ければなりません。

- 2 消防法で設置が決められている設備(施設の規模により異なります)
 - ・消火器、誘導灯、誘導標識、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備、避難器具など

お問い合わせ:各市町村消防関係窓口

Q6 水質汚濁防止法について教えてください。

答 民宿の厨房施設・洗濯施設・入浴施設から公共用水域に水を排出する場合には、その施設の設置工事に着手する日の60日前までに窓口に届け出なければなりません。

お問い合わせ: 県庁環境生活部水質保全課 043-223-3871

各出先機関窓口 別表3参照

Q7 浄化槽法について教えてください。

答

浄化槽を設置するときには届出をしなければなりません。 ただし、建築確認申請をするときは、それと同時に届出を行うこと ができます。

お問い合わせ: 県庁環境生活部水質保全課 043-223-3813

各出先機関窓口 別表3参照

Q8 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律について教えてください。

| という基準が適用されなくなります。 つまり、客室が1室だけでも簡易宿所営業を開設であるようになります。

「農林漁業体験民宿業」は、

- (1) 農林漁業者またはその組織する団体が
- (2)農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業、と定められています。

なお、(2) について具体的には、以下のように規定されており、 そのうち1つでも満たしていれば足ります。

- ① 農業関係
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - へ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- ② 林業関係
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を 利用させる役務
 - へ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん
- ③ 水産関係
 - イ 魚ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を 利用させる役務
 - へ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

お問い合わせ:県庁農林水産部農村環境整備課 043-223-2782

Q9 食品衛生法について教えてください。

答

宿泊施設で食事の提供を行う場合は、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。ただし、次の場合、飲食店営業の許可は必要ありませんが、食品の取扱いや施設の衛生管理等に十分注意してください。

- ・体験宿泊者が自炊する場合
- ・体験宿泊者と農林漁業者が共同で調理する場合

<飲食店営業の許可基準>

- 1 施設構造上の基準
- 2 食品衛生責任者の設置
- 3 上水道以外の水を使用する場合は、水質検査の実施 などの規定がありますので、詳細については、施設所在地を管轄する各健康福祉センター(保健所)にご相談願います。

お問い合わせ: 県庁健康福祉部衛生指導課 043-223-2638

各保健所窓口 別表1参照

※施設が、千葉市、船橋市及び柏市内にある場合は、

各市の保健所に相談してください。

Q10 自然公園法、自然公園条例、自然環境保全条例について教えてください。

答

自然公園内や指定された自然環境保全地域では、建物の建築など 風景等に影響を与える行為は規制を受ける可能性があり、許可や届 出が必要になります。事前に県庁自然保護課又は関係土木事務所管 理課等に相談してください。

また、敷地面積が1ha以上の場合は、自然環境保全協定の対象となる可能性がありますので事前に県庁自然保護課に相談してください。

お問い合わせ: 県庁環境生活部自然保護課 043-223-2056 (自然公園) お問い合わせ: 県庁環境生活部自然保護課 043-223-2976 (保全協定)

各出先機関窓口 別表4参照

Q11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律について教えてください。

答 鳥獣保護区のうち特別保護地区では、建築や木竹の伐採等様々な 行為が規制を受けるので、知事の許可を受ける必要があります。

お問い合わせ:県庁環境生活部自然保護課 043-223-2972

Q12 市町村の景観条例等について教えてください。

答 県内市町村では独自に自然環境を守るために景観条例等を制定している場合があります。

また、趣旨は異なりますが、ラブホテルを規制するために宿泊業に関して独自の条例をもっている市町村も多いのでご注意ください。

お問い合わせ:各市町村

Q13 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)について教えてください。

と問題を関する。

と問題を関するできればを明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものであり、国による農用地等の確保等に関する基本指針の策定、都道府県による農業振興地域整備基本方針の策定及び市町村による農業振興地域整備計画の策定を中心として、国内の農業生産の基盤である農用地等の確保を図るための基本となる制度です。

制度等の詳細については、下記のリンクからご覧ください。 http://www.pref.chiba.lg.jp/nouchi/shinkou.html

お問い合わせ先:県庁農林水産部農地課 043-223-2836 各市町村農政課(又は産業課他)

Q14 農地法について教えてください。

答

農地法は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしています。

農地を農地以外のものに転用する場合は、国又は県、各市町村農業 委員会の許可等を受ける必要があります。

農地転用手続きについては、下記のリンクからご覧ください。

http://www.pref.chiba.lg.jp/nouchi/tenyou.html

お問い合わせ先:県庁農林水産部農地課 043-223-2828 各市町村農業委員会

Q15 森林法について教えてください。

- 答
- 地域森林計画対象民有林や保安林において、土地の造成や施設の建築などの開発行為を行うためには許可又は届出が必要です。
- 1 地域森林計画の対象民有林の土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する場合は、開発面積により次の手続きが必要です。
 - ①面積が 1ha を超えるもの……林地開発許可の申請(法)
 - ②面積が 0.3ha 以上 1ha 以下…小規模林地開発行為の届出 (条例)
 - ③面積が 1ha 以下………伐採及び伐採後の造林の届出 (法)
- 2 保安林は、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益目的を 達成するために必要があるとして指定されたもので、立木の伐採や土 地の形質の変更をする場合は許可を受ける必要があります。

お問い合わせ: 県庁農林水産部森林課 043-223-2955・2962 各出先機関窓口 別表5参照

Q16 国土利用計画法について教えてください。

答

土地の投機的取引や地価の高騰を防ぎ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ることを目的とした規制が行われています。

大規模な土地の取引を行った場合は届け出る必要があり、土地利用 基本計画や周辺の整備予定、自然環境等に不適合であると判断される と勧告がなされます。

<届け出る必要のある取引>

①市街化区域の場合

→2000 m²以上の土地の取引

②市街化区域以外の都市計画区域

→5000 m²以上の土地の取引

③都市計画区域外の場合

→10000 m²以上の土地の取引

お問い合わせ: 県庁県土整備部用地課 043-223-3289

Q17 都市計画法等について教えてください。



土地の区画形質の変更を伴う一定規模以上の開発行為については、 都市計画法に基づく許可または宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認を受ける必要があります。また、市街化調整区域内において は許可要件が無いため、原則として民宿の開設はできません。

お問い合わせ: 県庁県土整備部都市整備局都市計画課 043-223-3240 各出先機関窓口 別表6参照

〈問合せ先〉

別表 1 県の保健所(旅館業法、食品衛生法関係)

保健所	電話番号	旅館業を始めようとする場所
習志野健康福祉センター [習志野保健所]	047-475-5154	習志野市、八千代市、鎌ケ谷市
市川健康福祉センター [市川保健所]	047-377-1101	市川市、浦安市
松戸健康福祉センター [松戸保健所]	047-361-2139	松戸市、流山市、我孫子市
野田健康福祉センター [野田保健所]	04-7124-8155	野田市
印旛健康福祉センター [印旛保健所]	043-483-1137	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、印旛郡
印旛健康福祉センター [印旛保健所] 成田支所	0476-26-7231	成田市、富里市
香取健康福祉センター [香取保健所]	0478-52-9161	香取市、香取郡
海匝健康福祉センター [海匝保健所]	0479-22-0206	銚子市、旭市、匝瑳市
八日市場地域保健センター	0479-72-1281	(匝瑳市)
山武健康福祉センター [山武保健所]	0475-54-0611	東金市、山武市、山武郡
長生健康福祉センター [長生保健所]	0475-22-5167	茂原市、長生郡
夷隅健康福祉センター [夷隅保健所]	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
安房健康福祉センター [安房保健所]	0470-22-4511	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
鴨川地域保健センター	04-7092-4511	(鴨川市)
君津健康福祉センター [君津保健所]	0438-22-3745	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦 市
市原健康福祉センター [市原保健所]	0436-21-6391	市原市

保健所設置市(旅館業法、食品衛生法関係)

保健所	電話番号	旅館業を始めようとする場所		
千葉市保健所	043-238-9934	千葉市		
船橋市保健所	047-431-4191	船橋市		
柏市保健所	04-7167-1255	柏市		

別表 2 建築基準法関係

別表2 建染基华达舆係		7-la haba Lul.	
特定行政庁 担当語	建築地		
千葉市 建築指導課・建築審査課 043-	千葉市		
市川市 建築指導課・建築審査課 047-	市川市		
船橋市 建築指導課 047-436-2672	船橋市		
松戸市 建築指導課 047-366-1111	(代)	松戸市	
柏市 建築指導課 04-7167-1145		柏市	
市原市 建築指導課 0436-22-1111	(代)	市原市	
佐倉市 建築指導課 043-484-1111	(代)	佐倉市	
八千代市 建築指導課 047-483-1151	(代)	八千代市	
〈県出先機関担当課〉	〈小規模な建築物の担当課〉		
千葉土木事務所 建築宅地課	習志野市 建築指導課		
043-242-6103	047-453-3860	習志野市	
葛南土木事務所 建築宅地課	浦安市 建築指導課	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
047-434-7892	047-351-1111 (代)	浦安市	
	我孫子市 建築住宅課	41.76	
	04-7185-1111 (代)	我孫子市	
	流山市 建築住宅課		
柏土木事務所 建築宅地課	04-7158-1111 (代)	流山市	
04-7167-1371	鎌ケ谷市 建築住宅課		
	047-445-1141 (代)	鎌ケ谷市	
	野田市 建築指導課		
	04-7125-1111 (代)	野田市	
	四街道市 建築課		
 印旛土木事務所 建築課	043-421-6144	四街道市	
043-483-1141	010 121 0111	八街市、白井市、印西市	
		印旛郡	
	成田市 建築住宅課		
成田土木事務所 建築課	0476-20-1564	成田市	
0476-26-4854	0110 20 1001	富里市、多古町、芝山町	
	茂原市 建築課		
長生土木事務所 建築宅地課	0475-23-2111 (代)	茂原市	
0475-24-4286	0110 20 2111 (14)	長生郡	
	大再冲击 建筑化学部	火工和	
	木更津市 建築住宅課	木更津市	
君津土木事務所 建築宅地課	0438-23-8596		
0438-25-5137	君津市 建築指導課	君津市	
	0439-56-1143		
		富津市、袖ケ浦市	
香取土木事務所 建築宅地課 0478-	52-5554	香取市 季取取(タナ駅など)	
	香取郡(多古町を除く)		
海匝土木事務所 建築宅地課 0479-7	72–1172	銚子市、匝瑳市、旭市	
山武土木事務所 建築宅地課			
		山武郡(芝山町を除く)	
夷隅土木事務所 建築宅地課 0470-0	62-3315	いすみ市、夷隅郡	
安房土木事務所 建築宅地課 0470-2	22-4340	館山市、鴨川市	
		南房総市、安房郡	

別表 3 水質汚濁防止法、浄化槽法関係

名称	電話番号	旅館業を始めようとする場所
県庁水質保全課	043-223-3813	市原市(浄化槽法のみ)
葛南地域振興事務所	047-424-8092	市川市(浄化槽法のみ)、習志野市、 八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所	047-361-4048	松戸市(浄化槽法のみ)、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町)
香取地域振興事務所	0478-54-7505	香取市、香取郡(神崎町、多古町、東庄町)
海匝地域振興事務所	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所	0475-55-3862	東金市、山武市、山武郡(大網白里町、 九十九里町、芝山町、横芝光町)
長生地域振興事務所	0475-26-6731	茂原市、長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、長南町)
夷隅地域振興事務所	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、夷隅郡(大多喜町、 御宿町)
安房地域振興事務所	0470-22-7111	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡(鋸南町)
君津地域振興事務所	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

市町村の窓口(水質汚濁防止法、浄化槽法関係)

市町村名	町村名 担当課 電話	
	環 境 局 環境規制課	043-245-5194(水濁法)
千葉市	収集業務課	043-245-5252 (浄化槽法)
船橋市	環 境 部 環境保全課	047-436-2455 (水濁法)
万口个带 11.1	環境衛生課	047-436-2444 (浄化槽法)
柏市	環 境 部 環境保全課	04-7167-1695(水濁法、浄化槽法)
市川市	環境清掃部 環境保全課	047-320-3118(水濁法)
松戸市	環境担当部 環境保全課	047-366-7337 (水濁法)
市原市	環 境 部 環境管理課	0436-23-9867(水濁法)

別表4 自然公園法、自然公園条例等関係

担当課	電話番号
千葉土木事務所 管理課	043-242-6106
柏土木事務所 維持管理課	04-7167-1374
印旛土木事務所 管理課	043-483-1143
成田土木事務所 維持管理課	0476-26-4832
香取土木事務所 管理課	0478-52-5193
銚子土木事務所 維持管理課	0479-22-6502
海匝土木事務所 管理課	0479-72-1101
山武土木事務所 管理課	0475-54-1132
長生土木事務所 管理課	0475-24-4522
夷隅土木事務所 管理課	0470-62-3314
安房土木事務所 管理課	0470-22-4342
君津土木事務所 管理課	0438-25-5132
市原土木事務所 維持管理課	0436-41-1305

別表 5 林地開発·保安林許可関係

窓 口	電話番号
北部林業事務所	0475-82-3121
北部林業事務所 印旛支所	043-483-1130
中部林業事務所	0439-55-4970
南部林業事務所	04-7092-1318

別表6 都市計画法等関係

関係機関及び電話番号	管轄市町村	区域	規制規模
葛南土木事務所			
建築宅地課	浦安市	市街化区域	500 ㎡以上
047-434-7892			
	四街道市	市街化区域	500 ㎡以上
印坛上一十事效元	八街市	非線引都市計画区域(市全域)	1,000 ㎡以上
印旛土木事務所	印西市	市街化区域	500 ㎡以上
243-483-1142	酒々井町	市街化区域	500 ㎡以上
043 403 1142	白井市	市街化区域	500 ㎡以上
	栄町	市街化区域	500 ㎡以上
成田土木事務所	富里市	市街化区域	500 ㎡以上
宅地指導課	多古町	非線引都市計画区域(町全域)	1,000 ㎡以上
0476-26-4854	芝山町	非線引都市計画区域(町全域)	1,000 ㎡以上
	香取市	非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
香取土木事務所		都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
建築宅地課	神崎町	都市計画区域以外の区域(町全域)	3,000 ㎡以上
0478-52-5554	東庄町	非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
	朱 <u>仁</u> 呵	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
	銚子市	非線引都市計画区域(市全域)	3,000 m²以上
海匝土木事務所	+u - ±-	非 線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
建築宅地課	旭市 	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
0479-72-1172	压珠士	非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
	匝瑳市	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
	東金市	非線引都市計画区域(市全域)	3,000 ㎡以上
山武土木事務所	大網白里町	市街化区域	1,000 m²以上
建築宅地課	九十九里町	非線引都市計画区域 (町全域)	3,000 m²以上
0475-54-1133	山武市	非線引都市計画区域(市全域)	1,000 m²以上
	横芝光町	非線引都市計画区域(町全域)	1,000 ㎡以上

※次ページに続きます。

関係機関及び電話番号	管轄市町村	区域	規制規模
	茂原市	非線引都市計画区域(市全域)	3,000 m²以上
	一宮町	非線引都市計画区域(町全域)	3,000 m²以上
巨化工士事效形	睦沢町	都市計画区域以外の区域(町全域)	5,000 ㎡以上
長生土木事務所 建築宅地課	長生村	非線引都市計画区域(村全域)	3,000 ㎡以上
2475-24-4286	白子町	非線引都市計画区域(町全域)	3,000 m²以上
0473 24 4200	長柄町	都市計画区域以外の区域(町全域)	3,000 ㎡以上
	 長南町	非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
		都市計画区域以外の区域	5,000 m ² 以上
	勝浦市	非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
	粉佃川	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
夷隅土木事務所	御宿町	非線引都市計画区域(町全域)	3,000 ㎡以上
建築宅地課		非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
0470-62-3315	いすみ市	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
		都市計画区域以外の区域	5,000 ㎡以上
	大多喜町	都市計画区域以外の区域(町全域)	5,000 ㎡以上
	鴨川市	非線引都市計画区域	3,000 m²以上
安房土木事務所	"15/1111	都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
建築宅地課	館山市	非線引都市計画区域(市全域)	3,000 ㎡以上
0470-22-4340	南房総市	都市計画区域以外の区域(市全域)	3,000 m ² 以上
	鋸南町	都市計画区域以外の区域(町全域)	3,000 ㎡以上
	君津市	市街化区域	500 m²以上
君津土木事務所 建築宅地課 0438-25-5137		都市計画区域以外の区域	3,000 ㎡以上
	富津市	市街化区域	500 ㎡以上
		非線引都市計画区域	3,000 ㎡以上
		都市計画区域以外の区域	3,000 m²以上
	袖ケ浦市	市街化区域	500 ㎡以上

注) 記載のない市町村については、市町村単独で許可します。